

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部を改正する規則

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則（平成7年2月町田市規則第6号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前												
<p>(幹事)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幹事は、<u>町田市の職員のうちから市長が任命する。</u></p> <p>(協議会に係る委任)</p> <p>第23条 第16条から<u>前条</u>までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="210 1007 1104 1378"> <thead> <tr> <th>整備項目</th> <th>整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10 宿泊施設の客室</td> <td>(1)・(2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。</td> </tr> </tbody> </table>	整備項目	整備基準	略	略	10 宿泊施設の客室	(1)・(2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。	<p>(幹事)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 <u>政策経営部経営改革室長 地域福祉部長 いきいき生活部長 財務部 営繕課長 地域福祉部福祉総務課長 地域福祉部障がい福祉課長 い いきいき生活部高齢者支援課長 いきいき生活部介護保険課長 子ども 生活部子ども総務課長 道路部道路政策課長 都市づくり部都市政策 課長 都市づくり部土地利用調整課長 都市づくり部交通事業推進課 長 都市づくり部公園緑地課長</u></p> <p>(協議会に係る委任)</p> <p>第23条 第16条から<u>第22条</u>までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 1007 2065 1378"> <thead> <tr> <th>整備項目</th> <th>整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10 宿泊施設の客室</td> <td>(1)・(2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。</td> </tr> </tbody> </table>	整備項目	整備基準	略	略	10 宿泊施設の客室	(1)・(2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。
整備項目	整備基準												
略	略												
10 宿泊施設の客室	(1)・(2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。												
整備項目	整備基準												
略	略												
10 宿泊施設の客室	(1)・(2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。												

	<p>ア 略</p> <p>イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室内の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。）が15㎡未満の場合にあっては、70cm）以上とすること。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>イに規定する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100cm（一般客室の床面積が15㎡未満の場合にあっては、80cm）以上とすること。</u></p>
略	略

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
略	略
10 宿泊施設の	(1)・(2) 略 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。

	<p>ア 略</p> <p>イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上とすること。</p> <p>ウ 略</p>
略	略

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
略	略
10 宿泊施設の	(1)・(2) 略 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。

客室	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>75cm</u>（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室内の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15㎡未満の場合にあっては、<u>70cm</u>）以上とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>ウに規定する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、<u>100cm</u>（一般客室の床面積が15㎡未満の場合にあっては、<u>80cm</u>）以上とすること。</u></p> <p>カ 略</p> <p>キ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。</p>
	略

別表第8 道路に関する整備基準（第5条関係）

整備項目	整備基準
------	------

客室	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>70cm</u>以上とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びオの規定は適用しない。</p>
	略

別表第8 道路に関する整備基準（第5条関係）

整備項目	整備基準
------	------

<p>1 歩道</p>	<p>(1) 歩車道の分離 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15cm以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員及び勾配 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として2m以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。</p> <p>イ 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 歩道（車乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気候及び地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 歩道の舗装等 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとすること。</p> <p>イ 歩道内に排水溝を設ける場合は、杖、車椅子の</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>1 歩車道の分離</p>	<p>(1) 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。</p>
<p>2 歩道の有効幅員</p>	<p>歩道の有効幅員は、原則として2.0m以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。</p>
<p>3 横断歩道</p>	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
<p>4 立体横断施設</p>	<p>立体横断施設は、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人に対する安全性及び移動性を配慮した構造とすること。</p>
<p>5 ベンチ等</p>	<p>高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。</p>
<p>6 歩道と車道との段差（一般的事項）</p>	<p>(1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2cmを標準とすること。</p> <p>(2) すりつけ勾配は、5パーセント（20分の1）以下（ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント（約12分の1）以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p>

	<p><u>キャスト等が落ちない構造で、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</u></p>
2 歩道と車道との段差	<p>(1) 単路部 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2 c mを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント（沿道の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント）以下とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>(2) 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が円滑に通行できるような構造とすること。</p> <p>(3) 自動車交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道面とに段差を設けること。</p>
3 車乗り入れ部	<p>(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>(2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5 c mを標準とすること。</p> <p>(3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント（特殊縁石を用いる場合は、10パーセント）以下</p>

7 歩道と車道との段差（交差点における切下げ）	<p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に通行できるような構造とすること。</p>
8 歩道と車道との段差（細街路と交差する場合）	<p>交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道面とに段差を設けること。</p>
9 車乗り入れ部	<p>(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>(2) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント（約7分の1）以下（特殊縁石を用いる場合は、10パーセント（10分の1）以下）とすること。</p> <p>(3) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5 c mを標準とすること。</p>
10 歩道の舗装等	<p>(1) 歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</p> <p>(2) 歩道内に排水溝を設ける場合は、杖、車椅子のキャスト等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を</p>

	<u>とすること。</u>
<u>4 横断歩道</u>	<p><u>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</u></p> <p><u>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</u></p>
<u>5 視覚障がい者誘導ブロック</u>	<p><u>(1) 視覚障がい者が多く利用する道路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。</u></p> <p><u>(2) 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。</u></p> <p><u>(3) 前号の規定にかかわらず、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合において、輝度比が確保できる措置を講ずること。</u></p>
<u>6 立体横断施設</u>	<u>立体横断施設は、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</u>
<u>7 ベンチ等</u>	<u>高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が歩行中に休憩、交流等ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。</u>
<u>8 案内・標示</u>	<p><u>(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。</u></p> <p><u>(2) 案内・標示は、表記内容が容易に読み取れるような文字及び記号の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置で、かつ、車椅子使用者にも見やすい</u></p>

	<u>設けること。</u>
<u>11 案内・標示</u>	<p><u>(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。</u></p> <p><u>(2) 案内・標示は、標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子使用者にも見やすい高さに設けること。</u></p>
<u>12 視覚障がい者誘導用ブロック</u>	<p><u>(1) 視覚障がい者が多く利用する道路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。</u></p> <p><u>(2) 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比が確保できる適切な色を選択すること。</u></p>
<u>13 駐車場（道路附属物としての駐車場）</u>	<p><u>(1) 駐車場の整備に当たっては、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用できるような十分な配慮をするとともに、次に掲げる構造の障がい者のための駐車スペースを1以上設けること。</u></p> <p><u>ア 幅員3.5m以上、奥行き6.0m以上とすること。</u></p> <p><u>イ 障がい者用駐車区画から駐車場の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 障がい者用駐車区画である旨の表示をすること。</u></p>

	高さに設けること。
9 駐車場 (道路附属物としての駐車場)	<p>(1) 駐車場の整備に当たっては、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用できるような十分な配慮をするとともに、次に掲げる構造の障がい者のための駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>ア 幅員3.5m以上、奥行き6m以上とすること。</p> <p>イ 障がい者用駐車区画から駐車場の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。</p> <p>ウ 障がい者用駐車区画である旨の表示をすること。</p> <p>(2) 駐車場の出入口から障がい者用駐車区画の位置までの経路について、案内のための表示をすること。</p>

別表第9 公園等に関する整備基準 (第5条関係)

整備項目	整備基準
略	略
3 階段	<p>階段(その踊り場を含む。)は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 回り階段は用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

	(2) 駐車場の出入口から障がい者用駐車区画の位置までの経路について、案内のための表示をすること。
--	---------------------------------------------------

別表第9 公園等に関する整備基準 (第5条関係)

整備項目	整備基準
略	略
3 階段	<p>階段(その踊り場を含む。)は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 回り階段は用いないこと。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。</p>

	(5) ~ (10) 略
4 傾斜路	傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とする。 (1) ~ (3) 略 (4) 手すりを両側に連続して設けること。 <u>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> (5) ~ (7) 略
略	略

別表第10 公共交通施設に関する整備基準（第5条関係）

1 公共交通施設

整備項目	整備基準
略	略
19 休憩設備（ベンチ等）	<u>(1) ベンチ等その他の高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u> <u>(2) 前号の設備に優先席を設ける場合は、その付近に当該優先席において優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。</u>

2・3 略

	(5) ~ (10) 略
4 傾斜路	傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とする。 (1) ~ (3) 略 (4) 手すりを両側に連続して設けること。 (5) ~ (7) 略
略	略

別表第10 公共交通施設に関する整備基準（第5条関係）

1 公共交通施設

整備項目	整備基準
略	略
19 休憩設備（ベンチ等）	ベンチ等その他の高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

2・3 略

第8号様式中「出入口の幅75cm」の次に「(客室面積15㎡未満の場合は70

cm)」を加え、

3	一般客室内に階段又は段を設けない(当該一般客室の出入口のある階に限る。)	8		
---	--------------------------------------	---	--	--



を

」

3	一般客室内に階段又は段を設けない(当該一般客室の出入口のある階に限る。)	8		
4	1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm(客室面積15㎡未満の場合は80cm)以上	-		

に改める。

第9号様式中「出入口の幅70cm」を「出入口の幅75cm(客室面積15㎡未

満の場合は70cm)」に、

4	一般客室内に階段又は段を設けない(当該一般客室の出入口のある階に限る。)
---	--------------------------------------

12			
----	--	--	--

を

」

4	一般客室内に階段又は段を設けない(当該一般客室の出入口のある階に限る。)
5	1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm(客室面積15㎡未満の場合は80cm)以上

12			
-			

に、「若しくはその一部又は1の項第1号アに規定する経路

」

若しくは」を「等又は」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第13号様式中「両側に連続して手すり設置」及び「回り階段としない」の次に「〔地形の状況等やむを得ない場合を除く〕」を加える。

第14号様式中

19 休憩施設（ベンチ等）	1 休憩用の設備の設置
	〔旅客の円滑な流動に支障を来す場合は、この限 設けた設備等（

りでない]	有	無)	を	19 休憩施設（ベンチ等）

1 休憩用の設備の設置	有	無)
〔旅客の円滑な流動に支障を来す場合は、この限りでない〕 設けた設備等（			
2 優先席を設ける場合は、付近に優先的に利用することができる者を表示する標識の設置	有	無	

に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。